政令第九十五号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十条」に、「第九十二条」を「第九十一条」に、「第九十三条・第九十四条」を「第九十二条・第九十三条」に、「第九十五条―第百五条」を「第九十四条―第百四条」に改める。

第四条第十三号中「第三十条第八号」を「第三十条第九号」に改める。

第二十七条第一号中「、社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭及び学校司書」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第三十条第一号中「並びに教育人材政策課」を削り、同条第十五号中「教育人材政策課及び」を削り、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「教育人材政策課及び」を削り、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「（教育人材政策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「並びに教育人材政策課」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭の講習に関すること。

第八十五条中「五課」を「四課」に、「二人」を「三人」に、「競技スポーツ課　国際課　オリンピック・パラリンピック課」を「地域スポーツ課　競技スポーツ課」に改める。

第八十六条第二十三号中「体育」の下に「（学校の教育課程として行われるものに限る。）」を加え、同条第二十五号を削り、同条第二十六号中「体育」の下に「（学校の教育課程として行われるものに限る。）」を加え、同号を同条第二十五号とし、同条第二十七号中「体育」の下に「（学校の教育課程として行われるものに限る。）」を加え、同号を同条第二十六号とし、同条第二十八号中「健康スポーツ課、競技スポーツ課」を「他課」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条中第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十七条第一号中「競技スポーツ課、オリンピック・パラリンピック課」を「地域スポーツ課、競技スポーツ課」に改め、同条第二号中「こと（」の下に「地域スポーツ課、」を加え、同条第三号中「確保」の下に「（青少年に係るものを除く。）」を加え、同条第四号中「政策課」を「地域スポーツ課」に改め、同条第五号及び第六号中「こと（」の下に「地域スポーツ課及び」を加える。

第八十九条を削る。

第八十八条第一号中「国際課及び参事官の所掌に属するもの」を「スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関すること」に改め、同条第二号中「スポーツ事業」の下に「（プロスポーツ事業を除く。）」を加え、「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　スポーツに関する競技水準の向上を主たる目的とする全国的な規模の事業を行う団体（プロ野球、プロサッカーその他の専ら公衆の観覧に供するために行われるスポーツ事業（第四号及び次条第四号において「プロスポーツ事業」という。）を行うものを除く。次号及び次条第一号ハにおいて「中央競技団体」という。）の業務の適正かつ円滑な実施の促進に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三　中央競技団体の業務の適正かつ円滑な実施の促進のための補助に関すること。

第八十八条を第八十九条とし、第八十七条の次に次の一条を加える。

（地域スポーツ課の所掌事務）

第八十八条　地域スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

イ　地域スポーツクラブ（スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十一条に規定する地域スポーツクラブをいう。）、スポーツ推進委員（同法第三十二条第一項のスポーツ推進委員をいう。）その他の地域におけるスポーツの推進に係る体制の整備

ロ　学校における体育（学校の教育課程として行われるものを除く。）の振興

二　スポーツのための補助（前号イ及びロに掲げる事項に係るものに限る。）に関すること。

三　青少年の心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

四　全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、主として青少年を対象とするものに関すること。

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、第一号イ及びロに掲げる事項に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六　教育関係職員、スポーツの指導者その他の関係者に対し、第一号イ及びロに掲げる事項に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第九十条を削る。

第九十一条第一号ロ中「及びスポーツ団体の事業の適正かつ円滑な実施（民間事業者との連携を含む。）の促進」を削り、同号に次のように加える。

ハ　スポーツ団体（中央競技団体を除く。）の業務の適正かつ円滑な実施の促進

第九十一条第二号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「国際的又は」を削り、「スポーツ事業のうち、プロ野球、プロサッカーその他の専ら公衆の観覧に供するために行われるもの」を「プロスポーツ事業」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関すること。

第九十一条第二号の次に次の一号を加える。

三　国際的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。

第九十一条に次の二号を加える。

九　スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

十　スポーツ庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

第九十一条を第九十条とする。

第九十二条第二項第三号中「（平成二十三年法律第七十八号）」を削り、第二章第一節第三款中同条を第九十一条とする。

第二章第二節第一款中第九十三条を第九十二条とし、第九十四条を第九十三条とし、同節第二款中第九十五条を第九十四条とし、第九十六条から第九十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第百条第一号中「第百五条第一号」を「第百四条第一号」に改め、同条を第九十九条とする。

第百一条第一号中「第百五条第五号」を「第百四条第五号」に改め、同条を第百条とする。

第百二条を第百一条とし、第百三条から第百五条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十一項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（スポーツ基本法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

2　スポーツ基本法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち文部科学省組織令第八十八条第二号の改正規定及び附則ただし書中「第八十八条第二号」を「第八十九条第四号」に改める。

文部科学大臣　末松　信介
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一